

**産業廃棄物処理施設の設置許可(法第15条第1項)**

次表に掲げる産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、設置予定場所を管轄する都道府県知事又は政令市長に設置の許可を受ける必要がある。

○法第15条第1項による設置許可を要する産業廃棄物処理施設(令第7条)(注)処理能力はいずれも日当たり

廃棄物名	処理方法	廃棄物処理法 第15条許可対象, 規模(令第7条)	(参考)建築基準法第51条に係る対象, 規模※ <sup>1</sup>	
			工業地域, 工業専用地域内	その他の地域
汚 泥	脱 水	10 m <sup>3</sup> 超	30 m <sup>3</sup> 超	10 m <sup>3</sup> 超
	乾 燥	10 m <sup>3</sup> 超	20 m <sup>3</sup> 超	10 m <sup>3</sup> 超
	天日乾燥	100 m <sup>3</sup> 超	120 m <sup>3</sup> 超	100 m <sup>3</sup> 超
	焼 却	5 m <sup>3</sup> 超 又は200kg/h以上 又は火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上	10 m <sup>3</sup> 超	5 m <sup>3</sup> 超 又は200kg/h以上 又は火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上
廃 油	油水分離	10 m <sup>3</sup> 超	30 m <sup>3</sup> 超	10 m <sup>3</sup> 超
	焼 却	1 m <sup>3</sup> 超 又は200kg/h以上 又は火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上	4 m <sup>3</sup> 超	1 m <sup>3</sup> 超 又は200kg/h以上 又は火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上
廃酸 又は 廃アルカリ	中 和	50 m <sup>3</sup> 超	60 m <sup>3</sup> 超	50 m <sup>3</sup> 超
廃プラスチック類	破 碎	5 t 超	6 t 超	5 t 超
	焼 却	0.1 t 超 又は火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上	1 t 超	0.1 t 超 又は火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上
木くず 又は がれき類	破 碎	5 t 超	100 t 超	5 t 超
特定有害物質 を含む汚泥	コンクリート固型化	すべての施設	4 m <sup>3</sup> 超	すべての施設
水銀又はその 化合物を含む 汚泥	ばい焼	すべての施設	6 m <sup>3</sup> 超	すべての施設
シアン化合物	分 解	すべての施設	8 m <sup>3</sup> 超	すべての施設
廃石綿又は石 綿含有産業廃 棄物	溶 融	すべての施設	すべての施設	すべての施設
廃水銀等 [H29.10.1 施 行]	硫 化	すべての施設	すべての施設	すべての施設
廃 PCB, PCB 汚染物, PCB 処理物	焼却・分解・ 洗浄・分離	すべての施設	0.2 t 超	すべての施設
その他の産業 廃棄物	焼 却	200kg/h 以上 又は火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上	6 t 超	200kg/h 以上 又は火格子面積が2 m <sup>2</sup> 以上
産業廃棄物	最終処分	すべての施設※ <sup>2</sup>	—※ <sup>3</sup>	—※ <sup>3</sup>

\*網掛け部分は法の告示・縦覧・利害関係者等意見聴取手続きを要する施設(法第15条第4項)

※<sup>1</sup> 処理施設は建築物でなくても、準用工作物に該当し建築基準法第51条の適用を受ける。ただし、工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみ処理を行うもの(敷地内の自家処理施設)を除く。

※<sup>2</sup> 安定型最終処分場であって、水面埋立を行うもの(公有水面埋立法による免許又は承認を受けて行うもの)を除く。

※<sup>3</sup> 最終処分場は、建築基準法第51条の対象となる「処理施設」には該当しない。